

東京純心女子大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京純心女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神や教育理念、それに基づく大学の使命・目的は明確に定められており、さまざまな機会や広報媒体を通して学内外に周知されている。

教育研究目的を達成するため、1 学部 3 学科と各研究センターが適切に構成され、相互に連関している。教養教育のための組織も整備され、「大学運営協議会」を中心とした各組織は互いに連携して重要案件の審議や意思決定の迅速化を図っている。

教育目的達成のため、適切な編成方針に基づいて教育課程が体系的に編成され、教育方法も工夫されている。教育目的達成状況の点検・評価の努力もなされている。

各学科の求める学生像が明示され、それに合わせた入学選抜が行われている。アドバイザー制など学生を支援する体制や学生サービスの体制、「学び・進路の相談室」などの就職・進学支援体制が整備され、適切に運営されている。入学者数は過去 5 年間減少傾向にあり、入学者確保は厳しい状況であるが、その具体的対応策は立てられている。

大学設置基準で定められる教員数を満たしており、教員は適切に配置されている。教員の採用・昇任は規程に基づいて運用されている。教員の授業担当時間数は概ね平均化されており、教員の教育研究活動の支援も適切に行われている。

大学の目的を達成するため必要な職員が適切に配置され、採用・昇任も規程に従って行われている。業務改善、職員の意識・資質・能力の向上に対する取組みもなされている。科学研究費補助金申請事務など教育研究支援のための事務体制も整備されている。

大学の管理運営体制は整備され、適切に運営されている。「大学運営協議会」などを介して、管理部門と教学部門は適切に連携している。また、自己点検・評価の実施体制が整えられ、大学運営の改善・向上につながる組織の整備や取組みが継続的になされている。

長期的な見通しのもと、収支のバランスを考慮した計画的な財政運営と適切な会計処理がなされている。財務情報の公開や外部資金導入の努力もなされている。

教育研究目的達成のため、キャンパスや施設設備などが整備され、安全性も確保されている。トイレの改修などアメニティにも配慮した教育環境が整備されている。

公開講座の開催や大学施設の開放を積極的に行っている。企業や学校との多様なインターンシッププログラムが用意され、「大学コンソーシアム八王子」にも参画している。また

地域社会の連携も全学的に積極的な取組みがなされている。

組織倫理に関しては規程に基づき適切な運営努力がなされている。危機管理体制も整備され、教育研究成果も学内外に広報されている。

特記事項に述べられた「児童英語教育活動」や「英語オフキャンパスプログラム」は優れた社会連携や学習支援として評価できる。

学生確保などいくつかの解決すべき課題はある。しかし、総じて社会貢献活動など優れた内容が確認できた。現在行われている大学改革などの組織的な努力が実を結ぶよう期待したい。

III 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

ホームページ、大学案内などを通し、建学の精神や教育理念の学内外への周知が図られている。特に「カトリック研究委員会」や「キリスト教文化研究センター」を中心とするキリスト教精神や建学の精神の研究や普及活動、建学の精神や教育理念を具体的にあらわす学内施設の整備などの努力は評価できる。

大学の使命・目的については、学則第 2 条に「カトリック的教育理念に基づき、学術の中心として真理を求め、広い知識と深い専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用能力の展開による人間形成につとめる。平和な国際社会と地域社会のよき担い手として普遍的かつ個性豊かな文化の創造と発展に貢献できる女性の育成を目的とする」と明確に規定されており、その目指す教育については、ホームページ、大学案内はもとより、さまざまな機会や広報媒体を通して学内外に周知されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究上の目的を達成するための組織としては、1 学部 3 学科構成の基本組織に加え、各学科にそれぞれの教育目的及び研究領域に合致した「現代英語・国際教養研究センター」「こども文化研究センター」「芸術文化研究センター」が設置されている。同時に、大学の理念と密接に結びついた「キリスト教文化研究センター」が学科横断的存在として設けられ、大学及び各学科の特徴を具現化するために小規模ながらも適切な教育研究組織を形成している。また、種々の懸案事項に機動的かつ専門的に対処するために設置された「大学

運営協議会」及び「教養教育プロジェクト」「純心セミナー推進会議」「FDプロジェクト」も、各学科更には学務委員会などと連携を保ちながら各種企画策定や問題解決に当たっている。

とりわけ「教養教育プロジェクト」「純心セミナー推進会議」などは、学科間の垣根を越えた全学共通の教養教育の充実を図る目的で設置された組織であり、その実際の企画運営内容を含め、大学の自己改革への明確な意識を示すものとして、今後の展開にも期待が持てる。

また、大学の教育方針などの形成についても、学長、学部長、各学科長と「大学運営協議会」「学務委員会」「学科会」などを中核として、上記各種組織体の有機的連携のもとに重要案件の審議と意思決定の迅速化への努力がなされている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育目的は学則に明記されている。また、教育目的達成のため、教育課程の編成方針は適切に設定され、その編成方針に即した授業科目、授業内容になっており、教育方法も工夫されている。しかし、各学科の教育目的・目標は大学案内などでの公表にとどまっていることから、学則に明記することが必要である。また、カリキュラム編成上、修得単位の上限設定や科目名のわかりにくさなど、更には成績評価基準やシラバス表記の方法などに問題が散見されることから、その整備が必要である。

年間の学事予定、授業期間が明示され、適切に運営されている。また、単位の認定、進級及び卒業の要件も適切に定められ、厳正に適用され、単位制度の実質を保つことや教育内容・方法に工夫がなされている。

教育目的の達成状況を点検・評価することにおいては、その努力が認められる。

【改善を要する点】

- ・大学の目的、学部の目的、学科の目的という体系的な視点から、学則に各学科の目的が示されることが必要であり、改善を要する。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーの明示においては、大学案内に各学科の求める学生像が明確に示され、入学選抜などにおいて適切に運用されている。

オフィスアワー、アドバイザー制など学生の学習支援体制は整備され、適切に運営され、標榜する少人数教育は実現されている。更に、学生サービス、厚生補導、健康相談、心的支援、経済・生活支援などの体制が整備され、学生の意見をくみ上げる努力もなされている。

入学者数においては、過去5年間の志願者減に加えて、平成21(2009)年度入学者が学部として入学定員数を大幅に下回る厳しい状況となっており、入学者の激減の原因分析と具体的対応策の策定と効果的实施が急務である。

学科再編への取組み、就職・進学支援などの体制では、「学び・進路の相談室」が設置されているなど、キャリア教育支援体制が整備され、適切に運営されている。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準で定められている教員数、教員構成ともに基準を満たしており、各学科の教育目標を達成するために適切に配置されている。

また、教員の採用・昇任についても、「専任教員採用選考規程」「教員昇任選考規程」などが整備され、当該規程に従って概ね適切に運用されている。

教員の授業担当時間数に関しては、担当する授業内容（芸術系個人指導実習科目など）により偏りがある場合があるものの、概ね平均化されている。更に、学科事務室に代表されるような組織的サポート体制の整備、他大学の研究生をTA(Teaching Assistant)として採用するなどの工夫、研究費の資源配分など、教員の教育研究活動の支援も適切に行われている。

教育研究活動の質的向上を目的として、近隣他大学と連携しながらのFD(Faculty Development)活動といった特徴的試みもなされており、意識的な自己改革が図られている。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するため必要な職員が確保され、適切に配置されている。各学科に設置された学科事務室の職員も含めて、職員の業務配分も適切に行われている。職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針は「職員採用規程」「職能資格基準」「職務資格基準」に示されており、採用・昇任・異動も規程に従いつつも、柔軟かつ適切に行われている。

定期的を開催する「職員会議」、毎月展開する「クリーンアップキャンペーン」「新任研

修」などの実施を通じて、業務改善、職員の意識・資質・能力の向上に対する取組みが行われている。また、事務ノウハウを蓄積・伝承するため、失敗事例について IT を利用した組織的集約システムの構築に取り組んでいる。更に、小規模大学の利点を生かした毎日始業時の朝礼、課の打合せ及び学内ネットワークシステムの活用により、職員間の情報の共有化を図っている。

教員への研究支援として、「企画調整課」は補助金獲得を推進するための説明会を開催するとともに、科学研究費補助金申請業務を担当し、事務的作業の支援を行っている。こうした教育研究支援のための事務体制整備への取組みは、科学研究費補助金の申請件数を維持する上で効果を上げている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

管理運営に関わる役員などの選考や採用は規程に明示され、適正に選出されており、大学の管理運営体制は整備されている。また、理事会及び評議員会は寄附行為に基づいて適切に運営されている。定期的に開催される理事会のほかに常任理事会が開催されており、大学の目的達成のために多様な課題の解決に当たっている。

「大学運営協議会」を設置して、大学の管理部門と教学部門が一体となって適切に連携をとっている。この「大学運営協議会」は定期開催のほかに入学者確保など、大学にとっての重要課題を幅広く協議するため、毎週召集・開催されている。また、平成 18(2006)年には学長、副学長、学部長および各学科長を構成員とする「大学構造改革会議」を設置し、大学が抱える諸課題の解決に向けて、短期・中期的改善策を具体的に検討し、理事会に具申している。

ここ数年は自己点検・評価報告書は作成されていないが、「自己点検運営委員会」と「自己点検・評価報告書作成委員会」という自己点検・評価の実施体制が整えられており、その結果を教育研究など、大学運営の改善・向上につなげる組織の整備や取組みが継続的に行われている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 18(2006)年度以降の入学定員充足率低下により学生生徒等納付金収入、手数料収入及び補助金収入などが減少している中、中長期的な見通しをもった計画的な財政運営が行われている。主要な財務比率においては、教職員の理解を得て平成 20(2008)年度から賞与

削減を実施したことから人件費比率は改善傾向にあり、自己資金構成比率、流動比率、総負債比率及び前受金保有率など、貸借対照表上の財務比率についても適正比率を維持している。また、施設設備充実資金についても計画的な組入れを行っている。今後は、平成22(2010)年度に計画している定員減を含む学部改組と専任教員数や配置の適正化を確実に進めることで、学生生徒等納付金収入を中心とする帰属収入の安定的確保を図り、もって財政基盤を確立していくことが求められる。

会計処理・手続きや会計監査などについては、学校法人会計基準及び私立学校法などに従い適切に処理されている。

公開内容・公開方法において非常に狭い範囲にとどまっていた財務状況の開示は、平成21(2009)年7月からホームページ上で公開され、見直しが行われている。

外部資金の導入については、教育研究支援体制強化の成果として科学研究費補助金の基盤研究における採択が挙げられるが、寄附金募集及び研究受託事業などにおける積極的な取組みは認められない。ただし、資産運用については、資産運用管理規程を整備するとともに取引運用資産の見直しを進めるなど、その収入が増加傾向にある。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎面積いずれも大学設置基準を満たしている。施設は、校舎のほか、運動場、テニスコート及び体育館などの体育施設や図書館、情報サービス施設などが確保され、教育研究施設としての環境を備えるとともに、「江角記念講堂」や「純心ギャラリー」など大学の基本理念をハード面で具現し得る施設・設備も整備している。また、法令に基づく法定検査・点検や日常点検を行っており、適切に維持、管理されている。なお、情報処理室などに設置している教育研究用パソコンも最新機種へ更新するとともに、省エネルギーへの取組みも開始している。

校舎などについて、順次耐震補強を進めた結果、全ての建築物で新耐震基準を満たしており、アスベストに関する安全性も確認されている。また、バリアフリー化についても整備が進められており、車椅子利用者も健常者同様に図書館を利用することが可能となっている。

学内各所への学生用ロッカーの設置、トイレ改修などアメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されている。また、アメニティの充実を含む学内施設・設備全般にわたる学内アンケートを組織的・継続的に実施し、学生の意見を定期的に聴くなどして、学生の利便性を踏まえた快適なキャンパス作りに取り組んでいる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

八王子市、八王子市教育委員会及び八王子市学園都市文化ふれあい財団などの地域社会の生涯学習機関と連携するとともに、オープンカレッジ、「いちょう塾提供講座」やそのほか、子どもの活動を支援する公開講座の開催並びに「純心ギャラリー」など大学施設の開放を積極的に行っている。また、専用の募集案内やホームページに専用バナーを置くなど、科目等履修生の募集も積極的に行っている。

「企業インターンシップ」のほか小学校、幼稚園で行う「学校インターンシップ」や「ジュニア英語インターンシップ」などカリキュラムとして行う多様なインターンシッププログラムが用意されている。また、八王子地域にキャンパスを置く大学のほか八王子市や八王子のさまざまな団体の連携による「大学コンソーシアム八王子」へ参画し、特にその中核事業である「八王子未来学」に取り組むなど、企業や他大学との連携を図ることで、大学力の強化を図っている。

地域社会との連携を推進するための組織として「生涯学習センター」を置くほか、学内委員会や事務局が連携して支援体制を整えるなど、全学的な支援体制が生まれ、地域との協力関係を構築するための努力がされている。特に、「クリスマスコンサート」「児童英語教室」「学校インターンシップ」「桜見学ツアー」の受入れなどの八王子観光協会との連携や子育て支援事業など、大学建学の精神や学部・学科の特色を生かした地域社会との連携協力関係が構築されている。

【優れた点】

- ・「子育てしやすいまちナンバーワン」を目指す八王子市と連携し、大学の持つ教育研究資源を積極的に活用して子育て支援事業など特色ある地域連携を行っていることは、高く評価できる。
- ・約 10 年間継続して行ってきた「児童英語教室」や「学校インターンシップ」などは、地域社会との連携だけではなく、授業カリキュラムとしても効果的な取り組みとなっており、高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的な機関として望まれる組織倫理に関して、「ハラスメント防止等に関するガイドライン」「東京純心女子大学ハラスメントの防止・対策に関する規則」「個人情報保護規程」「個人情報保護基本方針」「個人情報の取り扱いについて」「公益通報者保護規程」などが整備されており、規程に基づき適切な運営の努力、法令順守の周知がなされている。

「防火管理規程」「地震対応措置規則」「警戒宣言に伴う対応措置計画」が設定され、火

東京純心女子大学

災や校内警備、緊急連絡網など学内外に対する危機管理体制が整備され、隔年ではあるが防災訓練を実施するなど、適切に機能している。更に、各種の危機管理対応マニュアルの整備にも取り組んでいる。

「東京純心女子大学紀要」「あそび文化研究」「カトリコス」「東京純心 RCIC・RCME NEWSLETTER」「芸文フォーラム」「東京純心女子大学キリスト教文化研究センター Newsletter」などの刊行物、研究センターなどの各種報告書、ホームページなどを通し、大学の教育研究成果が適切に学内外に広報されている。「東京純心女子大学紀要」の刊行に当たっては論文の質を保持する観点から「査読制度」を導入するなど、その内容のチェック体制も整えている。

